

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 6 の規定に基づく経済産業大臣の意見（令和元年 12 月 10 日）は、次のとおりである。

経済産業省



20190917保第11号

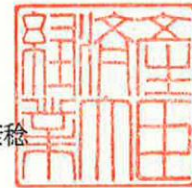
令和元年12月10日

日本風力エネルギー株式会社

代表取締役 ニティン・アプテ 殿

経済産業大臣臨時代理

国务大臣 西村 康稔



日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年9月17日付けをもって送付のあった「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中であることから、風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

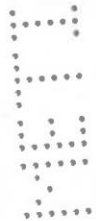
(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論



(1) 騒音に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から十分に離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から十分に離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、サシバ、アカハラダカ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域の一部は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、鹿児島県が公表する土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等）及び「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区等）等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域であ

る。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「八重山」及び「八重の棚田」等が存在しており、直接改変による影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況、利用者の意見等に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、関係地方公共団体その他の関係機関及び地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は表 5.2-1 のとおりである。

表 5.2-1 (1) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
1. 総論 (1) 対象事業実施区域の設定 対象事業実施区域並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。	対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映します。
(2) 累積的な影響 本事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中であることから、風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。	最新の知見の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。
(3) 事業計画の見直し 上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。	上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行います。
(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。	今後、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施し、地域住民等に対して丁寧かつ十分な説明を行います。
(5) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにします。
2. 各論 (1) 騒音に係る環境影響 想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から十分に離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。	風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響の回避又は極力低減に努めます。
(2) 風車の影に係る環境影響 想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から十分に離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。	風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響の回避又は極力低減に努めます。

このページに記載した内容は、環境影響評価方法書のものである。

表 5.2-1 (2) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
(3) 鳥類に対する影響 想定区域及びその周辺は、サシバ、アカハラダカ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。	風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響の回避又は極力低減に努めます。
(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響 想定区域の一部は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、鹿児島県が公表する土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等）及び「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区等）等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。	風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、土地の改変量を可能な限り抑制する等の環境保全措置を講じることにより、自然環境への影響の回避又は極力低減に努めます。
(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響 想定区域及びその周辺には、「八重山」及び「八重の棚田」等が存在しており、直接改変による影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況、利用者の意見等に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、関係地方公共団体その他の関係機関及び地域住民等の意見を踏まえること。	風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、管理者、関係地方公共団体その他の関係機関及び地域住民等の意見を踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況、利用者の意見等に関する調査、予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、人と自然との触れ合いの活動の場への影響の回避又は極力低減に努めます。
以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。	以上の検討経緯及び内容について、方法書以降の図書において適切に記載します。